

償却資産 課税標準の特例と非課税について

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されるものや、非課税となるものがあります。

(1) 課税標準の特例

＜地方税法第 349 条の 3、地方税法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3＞に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合は、それを証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を提出してください。

【資産の例】（一部抜粋）

適用条項	資産の種類	特例率 (適用期間)	対象資産	添付書類
法第 349 条の 3 第 27 項～第 29 項	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産	価格の 1/2 (定めなし)	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産で、かつ、この事業以外に使用されていない資産に限る。	特例の対象となる資産が、その事業の用に供されていることが確認できる書類など
法附則第 15 条 第 25 項第 1 号イ	太陽光発電設備 発電出力が 1000 k w 未満のもの	価格の 2/3 (取得後 3 年度分)	R2.4.1～R8.3.31 までに取得したもの	(一社)環境共創イニシアチブが発行した補助金決定通知書の写しなど
法附則第 15 条 第 25 項第 3 号イ	太陽光発電設備 発電出力が 1000 k w 以上のもの	価格の 3/4 (取得後 3 年度分)		
旧 法附則第 15 条 第 32 項	企業主導型保育事業の用に供する資産	価格の 1/2 (取得後 5 年度分)	企業主導型保育事業の用に供する資産で、かつ、この事業以外に使用されていない資産に限る。 (H29.4.1～R6.3.31 までに政府の補助を受けたもの)	企業主導型保育事業(運営費等)助成決定通知書、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書及び届出書など
法附則第 15 条 第 44 項	生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産	下記のとおり ※1	R5.4.1～R7.3.31 までに取得したもの	下記のとおり※2

※ 1【特例率と適用期間】

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、より有利な特例割合が受けられます。

賃上げの表明	設備の取得時期	特例適用期間	特例率
無し	R5.4.1～R7.3.31	3 年間	1/2 (1/2 軽減)
有り	R5.4.1～R6.3.31	5 年間	1/3 (2/3 軽減)
	R6.4.1～R7.3.31	4 年間	1/3 (2/3 軽減)

※ 2【添付書類】

- ① 先端設備等導入計画の申請書の写し
- ② 先端設備等導入計画の認定書の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書

リース会社が申告する場合は、上記①～③に加えて

- ④ リース契約書の写し
- ⑤ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

賃上げ方針を表明する場合は、上記①～③に加えて

- ⑥ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

(2) 非課税となる償却資産

＜地方税法第348条＞の規定に該当する資産については非課税となります。該当する資産を取得された場合は、該当する資産である旨を証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）非課税申告書」を提出してください。

(3) その他

- 「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」、「固定資産税（償却資産）非課税申告書」の用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。（東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）
- 不明な点は下記までお問い合わせください。

＜連絡先＞

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号
東根市役所 総務部税務課 固定資産税係
電話：0237-42-1111（内線 2331～2334）
E-mail：zeimu@city.higashine.yamagata.jp